

「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画
(変更案)」について、関係都県知事から
いただいたご意見

国土交通省関東地方整備局

「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更案）」に対する関係都県知事への意見聴取結果

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】（変更案）について、国交通省関東地方整備局長（令和2年1月6日付け国関整河計69号）から関係都県知事あてに意見照会を行った。関係都県知事の意見は以下のとおりである。

【茨城県知事（令和2年2月5日付け河第626号）】

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更案）について、特に意見はありません。

【群馬県知事（令和2年1月31日付け河第30019-4号）】

利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】（変更案）に記載されている内容については、特段の異存はありません。

群馬県としては、計画（変更案）に位置付けられている藤原・奈良俣ダム再編事業や利根川左岸堤防、烏川堤防・調節池等の必要な治水事業を、コスト縮減に努めながら一日も早く完成させていただき、県土の安全安心の向上が図られることを要望します。

また、これらのハード対策に加え、利水ダムを含む既設のダムにおいて、事前放流により洪水調節能力の増強を図るなど、既存ストックを最大限活用した治水安全度の向上にも努めていただくようお願いします。

【埼玉県知事（令和2年1月28日付け河砂第533号）】

「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】（変更案）」について異存はない。

事業の実施にあたっては県内の治水安全度向上のため、早期に事業効果が発現するよう取り組むことを願います。

また、関係市町長の意見は別紙のとおりであるので、参考にされたい。

【千葉県知事（令和2年2月3日付け河整第278号）】

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】（変更案）について、特に意見はありません。

なお、今後の実施に当たっては、地域の意見を聴きながら上下流左右岸のバランスに配慮し、引き続きコスト縮減に取り組み、早期に治水安全度の向上が図られるよう事業を進めていただくと共に、別添を考慮の上対応願います。

【東京都知事（令和2年2月10日付け31建河計第379号）】

利根川・江戸川の整備の推進については、東京都として要望してきたところである。従って、本計画に基づき、継続して利根川・江戸川の整備を進め、治水安全度、利水安全度及び河川環境の向上などを図られたい。

なお、東京都関係局及び関係区からの意見等は別紙のとおりであるので、これらの事項についても配慮されたい。

【栃木県知事（令和2（2020）年1月27日付け河第348号）】

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】（変更案）について、異存ありません。

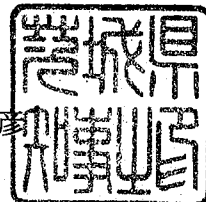
なお、別添のとおり小山市からの要望がありましたのでご配慮願います。



河第626号
令和2年2月5日

国土交通省 関東地方整備局長 殿

茨城県知事 大井川 和彦

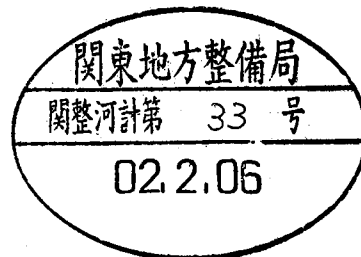


利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】（変更案）について（回答）

令和2年1月6日付け国関整河計第69号にて照会のあった標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

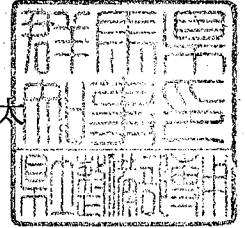
利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更案）について、特に意見はありません。



河 第30019-4号
令和2年1月31日

国土交通省関東地方整備局長 様

群馬県知事 山本 一太



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)
について(回答)

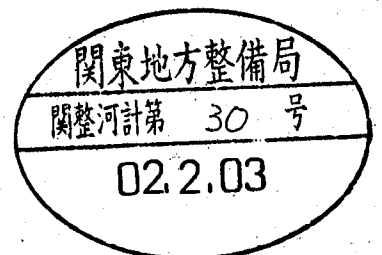
令和2年1月6日付け国関整河計第69号で照会のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)に記載されている内容については、特段の異存はありません。

群馬県としては、計画(変更案)に位置付けられている藤原・奈良俣ダム再編事業や利根川左岸堤防、烏川堤防・調節池等の必要な治水事業を、コスト縮減に努めながら一日も早く完成させていただき、県土の安全安心の向上が図られることを要望します。

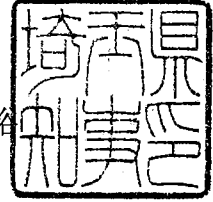
また、これらのハード対策に加え、利水ダムを含む既設のダムにおいて、事前放流により洪水調節能力の増強を図るなど、既存ストックを最大限活用した治水安全度の向上にも努めていただくようお願いします。



河砂第 533 号
令和 2年 1月28日

国土交通省 関東地方整備局長 様

埼玉県知事 大野 元裕



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)
について (回答)

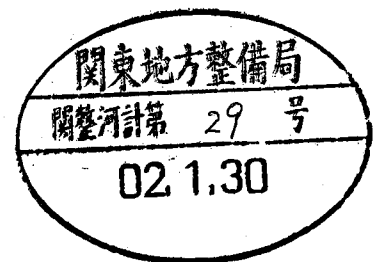
令和2年1月6日付け国関整河計第69号で照会あった標記に対する意見について、下記のとおり回答します。

記

「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)」について異存はない。

事業の実施にあたっては、県内の治水安全度向上のため、早期に事業効果が発現するよう取り組むことを願います。

また、関係市町長の意見は別紙のとおりであるので、参考にされたい。



「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】（変更案）」に対する意見について
 【関係市町回答一覧】

	市町村名	回答
1	さいたま市	意見なし
2	秩父市	意見なし
3	熊谷市	意見なし
4	鴻巣市	意見なし
5	春日部市	意見なし
6	行田市	意見なし
7	深谷市	意見なし
8	神川町	意見なし
9	本庄市	意見なし
10	川口市	意見なし
11	三郷市	意見なし
12	八潮市	意見なし
13	草加市	意見なし
14	羽生市	意見なし
15	北本市	意見なし
16	寄居町	意見なし
17	桶川市	意見なし
18	上尾市	意見なし
19	蓮田市	意見なし
20	伊奈町	意見なし
21	皆野町	意見なし
22	美里町	意見なし
23	長瀨町	意見なし
24	加須市	意見なし
25	幸手市	意見なし
26	久喜市	意見なし
27	白岡市	意見なし
28	宮代町	意見なし
29	杉戸町	意見なし
30	越谷市	意見なし
31	吉川市	意見なし
32	松伏町	意見なし
33	上里町	意見なし

「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】（変更案）」に対する意見について

【関係課回答一覧】

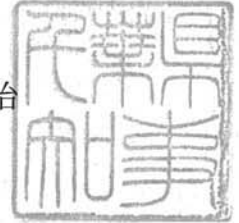
	担当部局	市町村名	回答
1	河川	水辺再生課	意見なし
2	水道	土地水政策課	意見なし
3		水道企画課	意見なし
4		水道管理課	意見なし
5	環境	水環境課	意見なし
6		みどり自然課	意見なし
7		温暖化対策課	「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」38ページ23行目について、以下の文言の追加を検討してください。 「さらに、「気候変動を踏まえた治水計画のあり方 提言」(令和元年10月国土交通省)においては、治水計画の立案にあたり、「実績の降雨を活用した手法」から「気候変動により予測される将来の降雨を活用する手法」に転換すること等が示された。」
8		下水道事業課	意見なし
9	工業用水	産業支援課	意見なし
10	文化財保護	文化資源課	意見なし
11	農林水産	生産振興課	意見なし
12		森づくり課	意見なし
13		農村整備課	意見なし



河 整 第 2 7 8 号
令 和 2 年 2 月 3 日

国土交通省関東地方整備局長 様

千葉県知事 鈴木 栄治



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)
について (回答)

令和2年1月6日付け国関整河計第69号にて意見照会のあったこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)について、特に意見はありません。

なお、今後の実施に当たっては、地域の意見を聴きながら上下流左右岸のバランスに配慮し、引き続きコスト縮減に取り組み、早期に治水安全度の向上が図られるよう事業を進めていただくと共に、別添を考慮の上対応願います。



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)に対する流域29市町長 意見一覧

市町名	整備計画(変更案)に対する意見
1 千葉市	意見なし
2 銚子市	意見なし
3 市川市	意見はございません。
4 船橋市	意見なし
5 松戸市	変更内容につきましては特に異存ございませんが、引き続き江戸川本川並びに江戸川左岸圏域につきまして、早期に治水安全度の向上が図られるよう事業を進めていただきたく、要望いたします。
6 野田市	整備計画の変更については、特に意見ありません。 野田市においては、令和元年の台風19号の影響により、野田市三ツ堀地先の無堤防地区で浸水の被害が発生しました。今後も同様の被害が発生することは十分予想されることから、無堤防地区の整備について、具体的な事業の進捗を図られるようお願いしたい。
7 成田市	特に意見はありません。
8 佐倉市	意見なし。
9 東金市	特に無し。
10 旭市	意見なし
11 習志野市	意見ありません。
12 柏市	意見なし。
13 流山市	意見無し。
14 八千代市	意見はありません。
15 我孫子市	特に意見なし。
16 鎌ヶ谷市	意見なし。
17 浦安市	意見なし
18 四街道市	意見なし
19 八街市	本市において意見ありません。
20 印西市	意見ありません。
21 白井市	当該計画の変更案については、異議ありません。
22 富里市	意見ありません。
23 香取市	意見なし
24 大網白里市	意見なし
25 酒々井町	意見なし
26 柴町	「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)」に対する意見について、当町は意見はございません。
27 神崎町	意見なし
28 多古町	意見なし
29 東庄町	意見等はありません。

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)に対する庁内関係部局 意見一覧

部局名	整備計画(変更案)に対する意見																
1 農林水産部	<p>利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)について変更内容に異存はありませんが、関係漁協組合には周知してください。</p> <p>なお、利根川水系利根川及び江戸川には、下表1のとおり漁業権が設定されているので、河川の整備等に当たっては、関係漁業協同組合と十分な協議をしてください。</p> <p>また、利根川水系利根川が流入する与田浦については、下表2のとおり漁業権が設定されているので、河川の整備等に当たっては、漁業に影響が出ないよう考慮し、影響が出る可能性がある場合には、関係漁業協同組合と事前協議する必要があると考えます。</p> <p>利根川水系利根川が流入する海域には、下表3のとおり漁業権が設定されているので、河川の整備等に当たっては、漁業に影響が出ないよう考慮し、影響が出る可能性がある場合には、関係漁業協同組合と事前協議する必要があると考えます。</p> <p>江戸川が流入する海域には、下表4のとおり漁業権が設定されているので、河川の整備等に当たっては、漁業に影響が出ないよう考慮し、影響が出る可能性がある場合には、関係漁業協同組合と事前協議する必要があると考えます。</p> <p>表1. 関係漁業権及び漁業協同組合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業権免許番号</th> <th>漁業権者(漁業協同組合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内共第7号</td> <td>手賀沼、我孫子手賀沼</td> </tr> <tr> <td>内共第8号</td> <td>印旛沼</td> </tr> <tr> <td>内共第10号</td> <td>佐原</td> </tr> <tr> <td>内共第11号</td> <td>笹川、中利根、北総</td> </tr> <tr> <td>内共第12号</td> <td>銚子市、下利根、中利根</td> </tr> <tr> <td>内共第14号</td> <td>手賀沼、印旛沼、新利根、鬼怒利根、埼玉県北部</td> </tr> <tr> <td>内共第11号(東京都知事免許)</td> <td>東京東部、埼玉東部、市川市、松戸市</td> </tr> </tbody> </table>	漁業権免許番号	漁業権者(漁業協同組合)	内共第7号	手賀沼、我孫子手賀沼	内共第8号	印旛沼	内共第10号	佐原	内共第11号	笹川、中利根、北総	内共第12号	銚子市、下利根、中利根	内共第14号	手賀沼、印旛沼、新利根、鬼怒利根、埼玉県北部	内共第11号(東京都知事免許)	東京東部、埼玉東部、市川市、松戸市
漁業権免許番号	漁業権者(漁業協同組合)																
内共第7号	手賀沼、我孫子手賀沼																
内共第8号	印旛沼																
内共第10号	佐原																
内共第11号	笹川、中利根、北総																
内共第12号	銚子市、下利根、中利根																
内共第14号	手賀沼、印旛沼、新利根、鬼怒利根、埼玉県北部																
内共第11号(東京都知事免許)	東京東部、埼玉東部、市川市、松戸市																

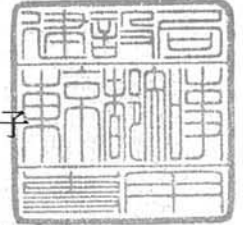
		<p>表 2. 関係漁業権及び漁業協同組合</p> <table border="1"> <tr> <th>漁業権免許番号</th> <th>漁業権者(漁業協同組合)</th> </tr> <tr> <td>内共第 9 号</td> <td>佐原</td> </tr> </table> <p>表 3. 関係漁業権及び漁業協同組合</p> <table border="1"> <tr> <th>漁業権免許番号</th> <th>漁業権者(漁業協同組合)</th> </tr> <tr> <td>共第 62 号</td> <td>銚子市</td> </tr> </table> <p>表 4. 関係漁業権及び漁業協同組合</p> <table border="1"> <tr> <th>漁業権免許番号</th> <th>漁業権者(漁業協同組合)</th> </tr> <tr> <td>共第 1 号, 区第 1 号・第 2 号, 短共第 1 号, 短区第 1 号～第 6 号・第 9 号</td> <td>市川市</td> </tr> <tr> <td>短共第 2 号, 短共第 3 号 短区第 7 号・第 8 号</td> <td>船橋市</td> </tr> </table>	漁業権免許番号	漁業権者(漁業協同組合)	内共第 9 号	佐原	漁業権免許番号	漁業権者(漁業協同組合)	共第 62 号	銚子市	漁業権免許番号	漁業権者(漁業協同組合)	共第 1 号, 区第 1 号・第 2 号, 短共第 1 号, 短区第 1 号～第 6 号・第 9 号	市川市	短共第 2 号, 短共第 3 号 短区第 7 号・第 8 号	船橋市
漁業権免許番号	漁業権者(漁業協同組合)															
内共第 9 号	佐原															
漁業権免許番号	漁業権者(漁業協同組合)															
共第 62 号	銚子市															
漁業権免許番号	漁業権者(漁業協同組合)															
共第 1 号, 区第 1 号・第 2 号, 短共第 1 号, 短区第 1 号～第 6 号・第 9 号	市川市															
短共第 2 号, 短共第 3 号 短区第 7 号・第 8 号	船橋市															
2	総合企画部	意見なし														
3	環境生活部	意見なし														
4	水道局水道部	本整備計画（変更案）につきましては、特に意見はありません。														
5	企業局 工業用水部	意見はありません。														



31建河計第379号
令和2年2月10日

関東地方整備局長 殿

東京都知事
小池 百合子



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】（変更案）
について（回答）

令和2年1月6日付国関整河計第69号にて照会がありました標記の件について、
別紙のとおり回答します。

記

利根川・江戸川の整備の推進については、東京都として要望してきたところである。
従って、本計画に基づき、継続して利根川・江戸川の整備を進め、治水安全度、利水
安全度及び河川環境の向上などを図られたい。

なお、東京都関係局及び関係区からの意見等は別紙のとおりであるので、これらの
事項についても配慮されたい。



東京都及び関係区の意見

● 河川整備の実施について

東京都は、水源全体の約8割を利根川・荒川水系に依存しています。

近年の降雨の状況から、利根川流域のダム等から安定的に供給できる水量が、当初計画していた水量よりも低下していることが明らかとなっています。さらに温暖化による積雪深の減少など、将来、気候変動の進行により、河川やダム等からの供給能力が低下し、厳しい渇水のリスク増大が懸念されています。

このため、当局は、首都東京の安定給水を継続するために、水道需要への対応はもとより、将来の気候変動による影響も踏まえ、厳しい渇水の際にも給水を確保できるよう、安定した水源の確保に努めています。

したがって、今回の整備計画に基づく施策の立案、実施に当たっては、東京都における利根川水系の水源の重要性を踏まえ、首都東京の安定給水に資するものとなるようにされたい。

● 水源開発施設の整備について

都の主要な水源である利根川水系では、近年3年に1回程度の割合で取水制限を伴う渇水が発生しています。特に平成6年の渇水時は、利根川上流ダム群の貯水量が減少し、あと2週間で貯水量がゼロとなる恐れがある危機的な状況でした。また、平成28年は記録的な小雪、早期の雪解け、5月からの少雨により、利根川水系において過去最長の79日間の取水制限が実施されるなど、都の水源は未だに脆弱な状況にあります。

こうした実情を踏まえ、現在建設中のハッ場ダム及び霞ヶ浦導水を工期内に完成されたい。

● その他

今般、既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針が示されたところであるが、その実施に当たっては、治水上の効果を十分に検証し、現在の河川整備計画との関係を明らかにした上で進められたい。

なお、河川整備計画に基づく河川整備の実施に当たっては、水道施設に影響を及ぼす可能性があることから、事前に協議されたい。

(水道局)

- 江戸川及び旧江戸川について、沿川における治水の安全性を確保するため、堤防整備や江戸川水閘門改築等の事業を早期に推進されたい。

(建設局)

- 江戸川については、漁業権が設定されている区間であり、工事に当たっては、漁業者及び遊漁者に十分配慮するとともに、関係漁業協同組合（東京東部漁業協同組合並びに漁業権を共有している千葉県及び埼玉県の漁業協同組合）に対し事前説明等を行うこと。

また、河道掘削等の実施に当たっては、しじみ・うなぎ等水生生物への影響が最小限となるよう配慮をお願いしたい。

さらに、河川の上下流方向の連続性を確保するために、魚類の遡上・降下環境の改善をお願いしたい。

江戸川では現在もしじみ等を対象とした漁業が行われており、漁業権が設定されているが、計画（変更案）の河川空間の利用項目の中に記載がないため、漁業・漁業権について記載してもらいたい。

(産業労働局)

- 治水は国家の大計であり、終始一貫した計画をもち治水事業を完遂されたい。

人口・資産が高度に集積し、我が国の社会経済活動を担う首都圏並びにゼロメートル地帯の東京東部低地帯に流れる利根川・江戸川の治水の重要性に鑑み、本計画(変更案)に示されている流域全体にわたる治水対策を早期に推進されたい。

特に、老朽化が進んでいる江戸川水閘門の改築事業を早期に推進されたい。

(江戸川区)

河第 348 号
令和 2 (2020) 年 1 月 27 日

国土交通省
関東地方整備局長 石原 康弘 様

栃木県知事 福田 富



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)
について(回答)

令和 2 年 1 月 6 日付け国関整河計第 69 号により照会のありました標記の件について、
下記のとおり回答いたします。

記

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)について、異存
ありません。

なお、別添のとおり小山市からの要望がありましたのでご配慮願います。





小建政第117号
令和2年1月27日

栃木県知事 福田 富一様

小山市長 大久保 寿夫



利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)
について(回答)

令和2(2020)年1月20日付け河第337号にて依頼のありました標記
について、下記のとおり回答いたします。

記

変更内容に異存ありません。

なお、今後令和元年10月台風第19号では、思川国直轄区間において計画高水位を超過し、上流部では越水が生じていることから、思川の河川整備計画見直しを踏まえた、利根川水系の台風第19号における出水の検証と全体計画の見直しを要望する。

担当者

小山市 建設水道部 建設政策課 治水対策室
豊穂川・杣井木川排水強化対策係 藤尾、加藤
電話：0285-22-9825